

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第 53 号）

- 件 名 県立学校教員の給与明細書等の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 28 年 11 月 27 日付
- 実施機関の決定日 平成 28 年 12 月 13 日
- 実施機関（担当室課） 富山県教育委員会（教職員課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
- 審査請求年月日 平成 29 年 1 月 8 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 29 年 1 月 31 日
- 答申年月日 平成 29 年 9 月 27 日
- 争点 実施機関が公文書を非開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

### 第 1 当審査会の結論

富山県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が開示請求に係る公文書の特定を行わなかったことと審査請求の対象となった公文書のすべてを非開示決定とした処分は妥当性を欠くから、これを取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきであると判断する。

### 第 2 事案の概要

#### 1 開示請求

審査請求人は、平成 28 年 11 月 27 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

富山県立高岡支援学校中学部所属（担当）教員の給与明細書（写し）（注：校長除く。事務職員除く。）

- 1 期間 平成 26 年 1 月から 12 月まで（賞与等含む）（暦年で平成 26 年分）
- 2 標記期間の平成 26 年分源泉徴収票の写し
- 3 但し、氏名等個人情報、除く

#### 2 本件処分及び審査請求

##### (1) 本件処分

諮問実施機関は、次のとおり、平成 28 年 12 月 13 日付け教第 348 号で、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

##### ア 開示をしない理由

条例第 7 条第 2 号に該当し、氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

##### イ 特定した公文書

公文書非開示決定通知書の公文書の件名欄は空欄とし、個々の文書の名称は明らかに

しなかった。

## (2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 29 年 1 月 8 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 4 条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

## (3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第 19 条の規定により、平成 29 年 1 月 31 日付け教第 397 号-1 で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

## 第 3 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書及び意見書によれば、本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

### 1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

### 2 理由

- ・ 給与明細書（含賞与等）及び源泉徴収票を開示請求したが、諮問実施機関は、「請求のあった公文書の内容のとおり公文書を特定した」とするが、公文書の特定がなされていない本件処分は形式的要件を欠き違法である。
- ・ 非開示理由として、「氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、このことは、個人のプライバシー等個人の権利、正当な利益を具体的に侵害されると認められることをいうのである。
- ・ 弁明書の「(2) 理由」で「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」ので全面非開示としたとしながら、「5 処分理由の詳細」では、「職員録等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となり得」等特定個人識別情報であることを非公開理由にしており、明らかに、「(2) 理由」と「5 処分理由の詳細」は、齟齬をきたしている。
- ・ 諮問実施機関が、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第 1301 号）を参考にしたというのであれば、記載項目、総計欄を明らかにすべきである。

## 第 4 諮問実施機関の説明

公文書非開示決定通知書においては、開示をしない理由を、氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるためとし、条例第 7 条第 2 号に該当するとしていたが、弁明書では、職員番号及び氏名は開示されないとしても、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票は職員録等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となり得るため、条例第 7 条第 2 号により非開示にしたと、開示をしない理由を変更した。

また、公文書非開示決定通知書における公文書の件名欄が空欄になっていたことについては、当該通知書の請求のあった公文書の内容欄のとおり公文書を特定しており、公文書の件

名欄に記載がないことをもって、本件処分が形式的要件を欠き違法とはならないと主張している。

## 第5 本件処分に対する当審査会の判断

### 1 公文書の特定

本件開示請求に対し、諮問実施機関が本件処分で特定した公文書（以下「本件公文書」という。）は、次の教員ごとに作成された給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票（平成26年分）である。なお、給与支給明細書については、末尾の欄に、高岡支援学校の全教職員（小学部、中学部及び高等部）の給料等の合計が記載されている。

諮問実施機関は、公文書非開示決定通知書の公文書の件名欄を空欄としたのは、請求のあった公文書の内容欄のとおり公文書を特定したためと説明するが、開示、非開示等の決定に当たっては、存否応答拒否をする場合又は公文書を保有していない場合を除き、特定した公文書名は具体的に記載しなければならない。

#### (1) 給与支給明細書

上記には、「支給年月」、「所属コード」、「職員番号」、「氏名」、給料表の種類、級・号給、世帯主・扶養・配偶者の情報、「給料」、「管理職手当」等の項目が記載されている。

#### (2) 給与所得の源泉徴収票（平成26年分）

上記には、「住所又は居所」、「氏名」、「受給者番号」、「支払金額」、「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」等の項目が記載されている。

## 2 本件処分の妥当性

### (1) 開示をしない理由の変更に関する判例

まず、開示をしない理由の変更を容認するか否かについては、最高裁第二小法廷平成11年11月19日判決・民集53巻8号1862頁（公文書一部公開拒否処分取消請求事件）において、「開示をしない理由」の主張を変更することを容認しているところである（他に東京地裁平成15年9月16日判決・訴訟月報50巻5号1580頁（行政文書一部不開示処分取消請求事件）がある。）。

### (2) 公表されている情報

次に、本件公文書の様式については、給与支給明細書は様式第101号として定められており、また、給与所得の源泉徴収票は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）に定められている。このため、様式そのものは、開示すべき情報である。

### (3) 条例第7条第2号の該当性

最高裁判例（最高裁第三小法廷平成15年11月11日判決・判例タイムズ1143号229頁（公文書非公開決定処分取消請求事件））及び横浜地方裁判所の判決（平成21年6月29日判決・判例地方自治329号10頁（情報公開等請求事件））によって、本件公文書のうち、①様式第101号による給与支給明細書の「支給年月」及び「所属コード」以外の情報並びに②給与所得の源泉徴収票の「発行年月日」、支払者の住所（居所）又は所在地及び氏名又は名称以外の情報は、個人に関する情報に当たると解する。

また、本件公文書の氏名を除いた残りの部分は、有限会社富山県教育用品・富山県学校生活協同組合が毎年発行している「富山県教育関係職員録」と照合することにより、特定

の個人を識別することができることとなるものと認められる。

以上により、本件公文書のうち、①様式第 101 号による給与支給明細書の「支給年月」及び「所属コード」以外の情報並びに②給与所得の源泉徴収票の「発行年月日」、支払者の住所（居所）又は所在地及び氏名又は名称以外の情報は、条例第 7 条 2 号の個人情報（非開示情報）に当たると解する。

なお、給与支給明細書の末尾の欄に、高岡支援学校の全教職員（小学部、中学部及び高等部）の給料等の合計が記載されているが、私事に関する情報に当たらないことから、開示すべき情報であると解する。

#### 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 29 年 1 月 31 日	教育委員会から諮問書を受理
平成 29 年 4 月 14 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 29 年 5 月 31 日 (第 150 回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
平成 29 年 7 月 5 日 (第 151 回審査会)	・教育委員会から非開示理由等を聴取 ・審議
平成 29 年 8 月 28 日 (第 152 回審査会)	審議
平成 29 年 9 月 27 日 (第 153 回審査会)	審議及び答申

#### 富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	元 北日本新聞社常務取締役	第 150 回審査会
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	第 152 回審査会 第 153 回審査会
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号） 抜粋

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3) ～ (6) (略)